

# 保育所への入所の円滑化について

平成10年、2月13日

厚生省児童家庭局保育課長、児福第3号

標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

記

## 1 保育所への入所円滑化対策について

市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。

- (1) 原則として、市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に10%を乗じて得た員数の範囲内とすること。
- (2) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。

ただし、保護者が育児休業終了後に就業するに際し、

- ア 休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合
- イ 新たに養育することになった児童を休業

開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の15%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。この場合であっても、認可定員の20%を乗じて得た員数を超えることのないようにすること。

なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。

また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、まず定員の見直しに取り組むべきものであるが、見直しが困難である場合には、(1)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

- (3) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。

## 2 私的契約児の入所について

私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。

### 3 その他

- (1) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。
- (2) 本通知は、平成10年4月1日から適用するものであるが、平成10年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。
- (3) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。